

今から準備！
税の申告

農業所得の収支内訳書と生命保険料控除

市県民税・所得税の申告期間は平成 28 年 2 月 16 日（火）から 3 月 15 日（火）までです。
事前の準備で申告をスムーズに済ませましょう。

☎ 市民税課市民税担当 TEL 71・3111 FAX 72・2065

1. 農業所得収支内訳書の作成

申告相談会は長時間お待ちいただく場合があります。以下を参考に、収支内訳書を完成させてから申告を受けてください。



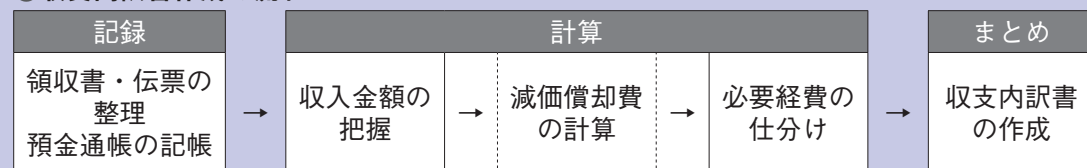
申告に向けて準備を始めましょう

- ①収入・必要経費などの書類の保存・記帳をします。
- ②収入・必要経費などの年間金額を計算します。
- ③②で計算した金額を、収支内訳書へ転記し、農業所得額を算出します。
- ④税務署または市の申告会場で申告します。

※農業所得の他に所得がある場合は、収入が分かる書類（源泉徴収票など）や所得控除に関わる書類も一緒に持参してください。



●収支内訳書作成の流れ



※申告の際、領収書は提出不要です。なお、5 年間は保管が必要です。

※収支内訳書は必ず「提出用」を申告書に添付してください。



農業収支計算ソフトを活用ください

市ホームページに申告用「農業収支計算ソフト」を掲載しています。収入や経費などを入力すると収支内訳書を作成することができ、減価償却費の計算も簡単にできます。

パソコンを使用しない場合は、月ごとの収支をまとめるための簡易表を市民税課（1 階 17 番窓口）および各支所地域課に備え付けてありますので利用ください。

2. 生命保険料の算出方法

生命保険料控除は下の表のとおり、新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に契約したもの）と旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前に契約したもの）では保障内容によって控除の取り扱いが異なります。

●新制度契約（平成 24 年 1 月 1 日以降）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族	4 万円（2 万 8,000 円）
介護医療保険料控除	介護医療	4 万円（2 万 8,000 円）
個人年金保険料控除	老後	4 万円（2 万 8,000 円）
合計控除限度額		12 万円（7 万円）

※（ ）内は市県民税の所得控除限度額

●旧制度契約（平成 23 年 12 月 31 日まで）

控除種別	保障内容	限度額
一般生命保険料控除	遺族 介護 医療	5 万円（3 万 5,000 円）
個人年金保険料控除	老後	5 万円（3 万 5,000 円）
合計控除限度額		10 万円（7 万円）

※（ ）内は市県民税の所得控除限度額

なお、新契約の「介護医療保険料控除」は、市の介護保険料とは異なります。介護医療保険料は生命保険料控除に、介護保険料は社会保険料控除に算入します。



生命保険料控除に係る所得控除の計算

●新制度契約での計算式

（平成 24 年 1 月 1 日以降の保険契約に適用）

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2 万円以下	支払保険料の全額	1 万 2,000 円以下	支払保険料の全額
2 万 1 円～4 万円	支払保険料 × 1/2 + 1 万円	1 万 2,001 円～3 万 2,000 円	支払保険料 × 1/2 + 6,000 円
4 万 1 円～8 万円	支払保険料 × 1/4 + 2 万円	3 万 2,001 円～5 万 6,000 円	支払保険料 × 1/4 + 1 万 4,000 円
8 万 1 円以上	一律 4 万円	5 万 6,001 円以上	一律 2 万 8,000 円

●旧制度契約での計算式

（平成 23 年 12 月 31 日までの保険契約に適用）

所得税		市県民税	
年間の支払保険料	控除額	年間の支払保険料	控除額
2 万 5,000 円以下	支払保険料の全額	1 万 5,000 円以下	支払保険料の全額
2 万 5,001 円～5 万円	支払保険料 × 1/2 + 1 万 2,500 円	1 万 5,001 円～4 万円	支払保険料 × 1/2 + 7,500 円
5 万 1 円～10 万円	支払保険料 × 1/4 + 2 万 5,000 円	4 万 1 円～7 万円	支払保険料 × 1/4 + 1 万 7,500 円
10 万 1 円以上	一律 5 万円	7 万 1 円以上	一律 3 万 5,000 円

旧契約と新契約の両方に加入している場合は、控除額の計算方法が 3 種類あります。①それぞれの契約で計算した合計で最高 4 万円 ②新契約のみを計算して最高 4 万円 ③旧契約のみを計算して最高 5 万円のいずれか有利な方法で計算してください。

記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

平成 26 年 1 月から、事業所得（農業・営業など）、不動産所得または山林所得を有するすべての申告者が対象となりました。所得税の申告が必要ない人も、記帳・帳簿などの保存制度の対象となります。

●記帳内容

売上などの収入金額、仕入れや経費の金額などを帳簿に記載します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載しても良いことになっています。

●保存が必要な帳簿書類と保存期間

保存が必要なもの	保存期間
収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7 年
業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
・業務に関して作成または受領した請求書、領収書などの書類 ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5 年

開催

申告期間前の申告相談会

申告期間前の相談会を開催します。どちらの会場へお出掛けいただいても構いません。営業、農業、不動産などの所得がある人は、収支内訳書が必要です。必ず事前に作成し、お持ちください。申告相談会の詳細は、広報あづみの 1 月号に掲載します。

●相談会の日程

会 場	期 間
三郷支所 2 階会議室	2 月 1 日（月）～15 日（月）
明科公民館 2 階会議室 2	2 月 1 日（月）～5 日（金）

※受付時間は午前 8 時 30 分～11 時、午後 1 時～4 時

※土日祝日は申告相談会を行いません。
※堀金支所改修工事のため、堀金会場での相談会はありません。
※2 月 16 日（火）から豊科・穂高地域で申告相談会を開催する予定です。